

令和8年度
介護テクノロジー
定着支援事業

「生産性向上」で 介護現場に新しい未来を



広島県内に
所在する
介護事業所・
介護施設等

受付期間:

令和8年

7/13 ~ 8/7 金

介護の価値を高めること、
介護従事者の負担を軽減させ、サービスの提供を継続させること、
ご利用者の満足度を向上させること等、

広島県内の介護サービス事業者等の「生産性向上」を目的に、
介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を行います。

対象事業所：広島県内に所在する、次の介護事業所・介護施設等

①介護保険法に基づくサービスを提供する全ての事業所 ②老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

1事業所
最大

1,000万円
補助

※令和5年度から令和7年度までに、「介護ロボット導入支援事業補助金」「介護事業所ICT導入支援事業補助金」「介護テクノロジー定着支援事業補助金」の交付を受けていない事業所を優先し、採択する。

補助を受ける事業者は、研修の受講及び、介サポひろしまへの相談が要件となりました。

なお、研修の受講は介サポひろしまの「介護DX普及促進セミナー(R8.2.3開催)」の視聴でも可能です。詳しくは「介サポひろしま」公式サイトへ。

事業主体



広島県

申請・お問い合わせ先



一般社団法人
日本福祉用具供給協会
中国支部 広島県ブロック

「令和8年度介護テクノロジー定着支援事業」について

事業内容

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

ア 「福祉用具情報システム」(公財)テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。)に掲載された介護テクノロジー

「TAIS」において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。

(掲載先: <https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)

イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とする。

ウ その他

アによらず、以下①および②に該当する機器等を対象とする。

①申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と実施主体が判断した機器等

②介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等

〔「その他」と認められる例〕

○バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等)等

(2) 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援

(1)アのテクノロジーおよびウ①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる(1)アのテクノロジーおよびウ①の機器等を導入する場合の支援を行う。

〔介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例〕

○「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

○「介護業務支援」に該当する複数の機器

○介護ソフト+インカム等

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に進めようとするため、(1)、(2)により介護テクノロジーを導入する場合は、以下のアまたはイに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。

ア コンサルティング会社等による業務改善支援

※メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。

イ 介護職場サポートセンターひろしま等による業務改善支援

補助額

補助対象となる介護事業所等ごとに、次の(ア)、(イ)により、算出された金額で補助を行う。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(ア) 補助率 事業内容(1)～(3)について、実支出額に5分の4を乗じた額を算出する。

(イ) 基準額 次の表の第1欄に定める区分ごとに、(ア)で算出した額と第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

表 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
事業内容(1)アで示すテクノロジーのうち、TAISで「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に掲載されているテクノロジー、「介護業務支援」に掲載されているインカム又は事業内容(1)ウ①で示す機器等のうち、TAISで「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と判断された機器等、事業内容(1)ウ②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外	100万円
事業内容(1)アで示すテクノロジーのうちTAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト、又は事業内容(1)ウ①で示す機器等のうち、TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフトと同水準と判断された機器等、事業内容(1)ウ②で示す機器等のうちバックオフィスソフト	100～250万円
事業内容(1)アで示すテクノロジーのうち上記以外のもの又は事業内容(1)ウ①で示す機器等のうち上記以外のもの	30万円
介護ソフトの導入と合わせて事業内容(1)イの支援を活用する場合 ※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せ	115～265万円
事業内容(2)パッケージ型導入支援(機器等の合計経費)	1,000万円
事業内容(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援	48万円

「令和8年度介護テクノロジー定着支援事業」の詳細な情報、申請書類等については、日福協のサイトをご覧ください。

日福協 広島

検索

URL: <https://www.fukushiyogu-hiroshima.jp>

申請・お問い合わせ先



一般社団法人

日本福祉用具供給協会

中国支部 広島県ブロック

一般社団法人日本福祉用具供給協会 中国支部 広島県ブロック事務局

〒731-0124 広島市安佐南区大町東1-18-44

TEL: 090-9050-8042 FAX: 082-877-1323

MAIL: jimukyoku@fukushiyogu-hiroshima.jp

